

柴監告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年7月18日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

記

平成27年度 財政援助団体等に対する監査（平成26年度補助金等に関する事務）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成27年6月1日（柴監告示第4号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成29年7月5日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○中名生地区農道整備改良事業負担金補助について</p> <p>農道の現道拡幅を行うに当たり地権者から拡幅部分の土地を無償借地させていただいているが、管理上、権利関係は明確にしておく必要があるのではないか。時代とともに権利意識は変遷していくため、当事者が現存するうちに整理しておくことが必要である。</p>	<p>農道の現道拡幅による拡幅部分用地の無償借地についての本同意書への表記は関係機関との協議により難しいものと判断した。このため、工事施行兼用地協力同意書のとりまとめを行った農道整備協議会、ほ場整備推進協議会との協議を行い、ほ場整備事業の換地手続きを早期に進めることで解決を図る。協力地権者に対しては、平成29年2月に実施したほ場整備本同意に係る説明会の中で内容の説明を行った。なお、説明会欠席者については、リストアップの上、改めて農道整備協議会を通して周知を図る。</p>	<p>農政課</p>

平成28年度 財政援助団体等に対する監査（平成27年度補助金等に関する事務）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成28年6月1日（柴監告示第4号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成29年7月5日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>子供会や行政区などで積極的に行われている資源回収活動は、資源の有効活用やごみ減量化の一役を担っているだけでなく、地区コミュニティー向上の観点からも期待される活動である。さらなる実施団体の増加並びに活動の拡大を図るためにも、資源回収団体奨励金の増額及び資源買い取り価格の統一を検討し、PRに努めていただきたい。</p>	<p>リサイクル活動協力業者と買い取り価格についての打合せを行い、業者からは登録団体から出される資源物が未分別で出されることが多く、高価買取をしたくても出来ない状況であるとの意見があり、町から団体に対し分別を徹底するよう指導した。また、実施団体の募集記事をお知らせ版に掲載し実施団体の増加を図った。</p>	<p>町民環境課</p>

平成28年度 定期監査（福祉関係施設）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成29年3月2日（柴監告示第3号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成29年7月5日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>各施設ともに各種の危機管理マニュアルを作成し、定期的に避難訓練を重ねるなど、園児や児童の安全対策には十分な配慮がなされているところではあるが、保護者への引き渡し訓練については、有事の想定外を減らし、どのような場面においても対応ができるように、全施設での実施を検討していただきたい。</p>	<p>平成29年の10月に西保、11月に船保・槻保での引渡し訓練の実施を予定している。ただし、全員参加の実施は難しいことから、参加可能な方を対象とする。</p> <p>放課後児童クラブについては、小学校の引渡し訓練時に学校と連携をとって、訓練に参加できない保護者に代わり児童の引渡しを受ける訓練をしている。保護者とも常に連絡・情報交換をしており、学校-保護者-児童クラブが一体となって児童の安全確保に取り組んでいく。</p>	<p>子ども家庭課</p>